## 農林水産省緊急自然災害対策本部 概要

日時 : 令和3年6月11日(金) 13時43分~14時10分

場所 :農林水産省 第1特別会議室(本館3F)(※印以外の者はウェブ会議)

出席者:野上大臣※、葉梨副大臣※、宮内副大臣※、池田政務官※、熊野政務官※、事務次官※、農林水産審議官、官房長※、総括審議官、総括審議官(国際)、危機管理・政策立案総括審議官※、統計部長、報道官、消費・安全局審議官、食料産業局長、生産局長、経営局審議官、農村振興局長、政策統括官、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁次長、秘書課長、文書課長、予算課長、政策課長、広報評価課長、地方課長※、参事官(経理)、北海道農政事務所長、東北農政局長、関東農政局長、北陸農政局長、東海農政局長、近畿農政局長、中国四国農政局次長、九州農政局長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道森林管理局長、東北森林管理局長、関東森林管理局総務企画部長、中部森林管理局長、近畿中国森林管理局長、四国森林管理局長、九州森林管理局長

## 内容 :

## 1 本部長御発言(大臣)

例年、梅雨期及び台風期におきましては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、 甚大な被害が発生をいたしております。

近年では、平成30年7月豪雨、令和元年の房総半島台風、東日本台風、昨年の令和2年7月豪雨など全国各地で甚大な災害による被害が生じ、この3年間の農林水産被害額は、約1兆3,754億円にものぼります。

農林水産省といたしましては、それぞれの被害状況を踏まえ、個別災害毎に必要な支援を機動的に行うことで、被災地における農林水産業の一日も早い復旧復興に取り組んでいるところであります。

災害の発生は望むところではありませんが、不幸にも発生した場合の被害を最小化するためには、事前の備えを徹底する必要があります。農業用ハウスの補強や低コスト耐候性ハウスの導入、事業継続計画の普及に努めているほか、農業水利施設等の豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の改修・統廃合にハザードマップの作成などを組み合わせた取組を推進しています。

また、農林漁業者の皆様が自ら備えていただく農業共済や収入保険等への加入促進にも力を入れております。

災害対策基本法が一部改正をされ、災害のおそれ段階で国の災害対策本部の設置が可能となりました。農林水産省はこれまでも、昨年の台風 14 号の接近前に省緊急自然災害対策本部を開催をし、災害発生への対応について準備を進めたところでありますが、今年は西日本において梅雨入りが大幅に早く、間もなく台風の季節を迎えることから、例年以上に早め早めの対応が求められます。これまで経験してきた事態とは異なった事態が起こることも考えられます。

地方農政局などの各局庁は、常日頃から予防減災の周知を図るなどによりまして、地方自治体や関係機関、農林漁業者の皆様への緊密な連携体制を構築してください。

そして、災害の発生に際しては、地方自治体と連絡調整のうえ、適切なタイミングでリエゾンを派遣し、被害状況の把握、必要な情報の収集・伝達、迅速な食料支援、応急対応の指導などが支障なく円滑に行えるように、改めて、本省、地方農政局、森林管理局等の連携をしっかり図り、農林水産省の職員が一丸となって取り組んでください。

## 一 プレス退出 一

- 2 中央防災会議における決定事項等について 危機管理・政策立案総括審議官から説明
- 3 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について 危機管理・政策立案総括審議官から説明
- 4 過去の災害のフォローアップについて 北海道農政事務所長、東北農政局長、関東農政局長、北陸農政局長、東海農政局長、 近畿農政局長、中国四国農政局次長、九州農政局長、林野庁長官、水産庁次長から説明

以上